

令和6年度福岡地方最低賃金審議会議事録

第3回福岡県輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会

1 日時 : 令和6年9月30日(月) 10:00～11:40

2 会場 : 福岡合同庁舎 新館4階 労働大会議室

3 出席者 : **【公益代表委員】** 3人(定数3人)
大坪 稔
高田 亜朱華(部会長)
吉岡 美智代

【労働者代表委員】 3人(定数3人)
中野 敬介
西村 渡
濱崎 健泰

【使用者代表委員】 3人(定数3人)
小田 礼一
坪根 謙太郎
山口 洋志

【福岡労働局】 田村 労働基準部長
渡辺 賃金室長 ほか

4 主要議事

(1) 福岡県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正について

(2) その他

5 審議内容

部 会 長 ただ今から、令和6年度福岡地方最低賃金審議会第3回福岡県輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会を開催いたします。

 なお、本会議は公開としております。

 次に、本日の委員の出欠及び定足数について、事務局から報告をお願いします。

室 長 補 佐 本日は、欠席の委員はありません。

 最低賃金審議会令第6条第6項で準用する第5条第2項に基づく、開催に必要な定足数は満たされており、本専門部会は成立をしている旨御報告いたします。

 なお、これ以降部会の名称については略称を用います。

 以上です。

部 会 長 はい、ありがとうございます。

 次に、本日の議事録の確認は

 労働者代表委員 濱崎委員

 使用者代表委員 坪根委員

 にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

濱 崎 委 員

(承 諾)

坪 根 委 員

部 会 長 ありがとうございます。

 早速ですけれども、議事(1)の「福岡県輸送用機械最低賃金の改定について」です。

 第2回の専門部会では、労働者代表委員から内閣府発表の平成28年から令和4年の労働時間当たりの名目国内総生産と名目雇用者報酬の差が約10パーセントあることから、この数値を用いて輸送用機械最低賃金1,029円の10パーセント増しの1,132円を主張したいところであるが、協定最低賃金を超えることから福岡県最低賃金992円の10パーセント増しの1,091円を主張されました。つまり、プラス62円となっております。

 一方、使用者代表委員からは、令和5年10月から令和6年7月の福岡市及び北九州市の消費者物価指数の平均値の内、北九州市の平均値が高いことから3.5パーセントを用いて、輸送用機械最低賃金1,029円の3.5パーセント増しの1,065円、つまりプラス36円を主張されました。

 以上、前回までの労使の主張は、これでよろしかったでしょうか。

労 使 委 員

(相 違 な し)

部 会 長 本日は、これを踏まえて審議会を続行したいと思っておりますが、その前に、前

回の専門部会において労使の方から他局の結審状況について、事務局から報告をお願いしたいということでしたので、事務局からよろしくお願いします。

賃金指導官

まず、輸送用機械の改定状況について説明いたします。

埼玉の方で結審が出ているのが1件ございます。金額についてはまだ確認ができておりません。申し訳ございません。次に、兵庫において1件結審が出ておりません。金額についてはまだ確認ができておりません。

労働基準部長

すみません。前回、他県の状況としては、輸送用機械についてのみ求められているのでしょうか。

部会長

そういうような趣旨で伺っております。

労働基準部長

一つは大阪が結審しておりまして、これが現行1,070円だったものがプラス57円の1,127円という報告は受けております。他はまだ数字をいただけていないので、結審をしたという形で我々は聞いております。労側、使側の委員の皆様の方がひょっとしたら情報が早いかもしれません。本省情報では、私どもの方には大阪の数字だけが輸送用機械については報告が来ております。

以上となります。

部会長

はい、ありがとうございます。

労使双方から三者の場で御意見を頂戴できるようですので、お願いします。

中野委員

私、中野の方から労働者側の意見を述べさせていただければと思います。

前回の専門部会の最後に部会長からありましたように、できれば本日全会一致となるように、労使が歩み寄った議論をさせていただければと思いますので、よろしくお願いします。

前回の専門部会での水準におきましては、部会長からありましたように、労働者側については62円、使用者側については36円の提示によって、26円の幅があったということで、これについては昨年度11円のかい離の幅があったことと比較しましても今年度は大きなかい離となったと認識しております。使用者側の方からも主張いただきました、地政学的なリスクを含めた産業の状況ですとか、先を見据えた働き方や産業のあり方、さらには中小企業におけます倒産状況などを考えますと、やはり賃上げのリスクについては、使用者側の皆さんが我々の主張した賃上げの必要性に理解を示していただいているように、労働者側としても賃上げの厳しさは少なからず理解しているというところになります。

その一方で、地域別最賃に目を向けてみますと、2030年代半ばまでには地域別最賃を1,500円を目安に引き上げるといった政府方針が示されて、これは単純計算

ですけれども毎年平均 50 円上がる計算となります。アルバイトなどの募集賃金に代表されます地域別最賃及び他県、または他業種と比較しても魅力ある水準でなければ、自動車や部品の製造、販売、サービス、整備といった付加価値の業務を担う人材確保のみならず、将来に渡る自動車産業の競争力の源泉を失いかねないと危惧しているところでございます。

労働者側として、特定最賃を付加価値に見合った水準に引き上げていく必要があるという考えは変わらないのですけれども、最低限、地域別最賃との優位性を担保する観点から、今年度の地域別最賃と同等の引上げ率 5.42 パーセントとして、前回プラス 62 円から歩み寄った金額としまして、プラス 56 円、1,085 円の改正を求めたいと思います。

労働者側からは以上となります。

部 会 長 はい、ありがとうございます。
 使用者側から何かございますか。

小 田 委 員 おはようございます。
 本日もどうぞよろしく願いいたします。
 今、労働者側の中野議員から御意見をいただきましたけれども、使用者側としても目指す方向としては同じであると考えています。政府の方針というのも理解した上で、前は北九州市の消費者物価指数を提示させていただいたのですけれども、我々も先ほどのお話と同じようなことを少し考えていて、パート、アルバイトであるとか、あるいは中小企業、人数の少ない企業の部品メーカーやパートナーの企業を抱えていますので、そういった方々への影響等を考えながら、今日は少し慎重に検討を行っていただきたいと思っています。

ただ今提示された 5.42 パーセントという数字に対して、我々がどこまで許容できるかというところを少し検討させていただいて、また改めて、できれば今日回答を差し上げるような形で議論をしていきたいと思っております。

どうぞよろしく願います。

部 会 長 はい、ありがとうございます。
 西村委員、どうぞ。

西 村 委 員 労働者側委員の西村と申します。
 よろしく願います。
 先ほど小田委員の方から中小企業の話がございましたが、私は日産労連加盟の中小部品企業の状態を確認してまいりましたので、何点かお伝えをさせていただければと思っています。

 現在、カーメーカーの生産台数が堅調に推移をしている関係で、部品企業各社の

人手不足感というのは、依然として深刻化を増しているような状況だということです。派遣社員、期間従業員も昨年よりは入ってきている状況ではあるのですが、非常に定着率が悪く、かつ優秀な人材がほとんど入ってこないという状況で、受け入れ教育をしてはやめていくという繰り返しで、ロスが非常に発生しているような状況だということです。

また、特に深刻なのが、新卒者の採用、これは我々の加盟企業は20名規模から400名規模までの企業があるのですが、現在、来年度の新卒者の採用募集をかけているのですが、現時点で希望者がほとんどいないような状況になってございます。

そのような状況下で、今年の春闘では大半の企業が企業内最低賃金の大幅な引上げを実施しております。申出状況を見てもお分かりになるとと思いますが、協定額は昨年1,046円だったのが今年は1,117円で、プラス71円ということで、昨年から比べると大幅に引き上げているのが実態となっております。

特に採用に苦勞している中小企業が、大手を超える大幅引上げを行っているのがここ数年来の特徴となっております。また、昨今では政府主導による企業間取引の適正化、価格転嫁の取組もなされておりますし、業務改善助成金の拡充など、中小企業に対してもまだまだ十分ではないものの、かなり環境は整いつつあるものと認識をしております。

賃金だけがすべてとは言いませんが、どの企業に勤めるかを決める重要な要素であることは間違いのないと思っておりますので、是非前向きに、最後まで御検討をお願いできればと思います。

以上となります。

部 会 長 はい、ありがとうございます。
 よろしいですか。
 はい、山口委員お願いします。

山 口 委 員 補足でございます。
 今御説明がありました中小企業は、いろいろな企業が人手不足で募集してもなかなか集まらないということで、賃上げという状況は良く理解しているところでございます。

ただ、前回も申し上げましたとおり、この最低賃金というのは法律で決められたものでございます。それを下回る賃金で支払った企業を罰せられるという規定になっております。あくまで人員を募集するために企業が努力して賃金を引き上げるといことは、もちろんあっていいと思います。ただ、それに対応できない企業があるという現状を踏まえると、その引上げというのは一定程度上限があるものと考えています。

あともう一つ言われたのが、政府の方針で賃金を上げていくということですが、これも良く分かります。賃金を上げて、収入が増えて、それでもものを買うと、また

企業が設備投資をして好循環を生み出していくのは良く分かるところではありますけれども、最低賃金を引き上げることでその政策目標を達していくというのは、ちょっと違うのではないかと思います。あくまで最低賃金というのは、すべての企業が対応できるような金額を客観的なデータに基づいて出すべきものと考えております。

この辺りはまた、二者協議の中でお話したいと思いますので、よろしくお願いたします。

部 会 長 はい、ありがとうございます。
濱崎委員お願いします。

濱 崎 委 員 労働者側委員の濱崎です。
私の方からも、この産業で働く者の観点として少しお伝えをさせていただきたいと思っております。

私自身、特定最賃の設定は、産業の魅力を高めて産業の持続的な発展を促すものと思っています。我々の働く自動車産業は、第1回の時にもありましたが労働環境の厳しさから人材の確保定着が難しく、人手不足が喫緊の課題になっていますので、この課題に目を背けることや、後回しにはできないと思っています。

なぜなら、人材の確保とその人材の定着なしに現場の強化、生産性の向上を図ることができないということがあります。だからこそ、特定最賃という手段を使って入口の賃金の優位性を確保することで、人材確保の競争力向上を力強く進めていく必要があると思っています。

先ほどから述べているように、就業人口減少や他県への流出で人の確保が本当に難しく、厳しくなっています。倒産件数の中でも人手不足の倒産が通年で過去最多を上回るペースで推移しているという結果も出ています。我々の働く自動車産業がこの後も発展し続けるため、自動車産業で働きたい、この仕事を続けたいと実感できるように、他産業との優位性がしっかりと担保されて納得のある魅力的な賃金水準を、専門部会で設定していくことが必要不可欠だと感じています。

よろしくお願いたします。

部 会 長 はい、ありがとうございます。
次に、二者間協議で話をしていきたいと思っておりますので、それぞれの控室に御案内をお願いします。

(労使代表委員退室)

(公益代表委員と労働者代表委員による個別折衝)

(公益代表委員と使用者代表委員による個別折衝)

(労使代表委員入室)

(議事再開)

部 会 長 お待たせしました。それでは再開いたします。
本日は、労使双方の御主張、御意見をお聞きし、調整等を図ってまいりましたが意見の一致までには至りませんでした。
ここで、本日の考え方について整理をいたします。
労働者側は、先ほど三者間協議で述べられました、地域別最低賃金 5.42 パーセントから歩み寄られて、プラス 56 円の 1,085 円。
一方で、使用者側は、福岡県経営者協会の賃金改定回答の規模計 1 人から 99 人の確率 4.7 パーセントを採用し、プラス 48 円の 1,077 円ということによりよかったですでしょうか

労 使 委 員 (異議なし)

部 会 長 はい、ありがとうございます。
本日は、労使双方から率直な意見を頂戴しましたが、今のところまだ開きがございますので、審議は次回の第 4 回専門部会に持ち越しをすることといたします。
なお、次回の第 4 回専門部会が最終となります。ここまで皆様で審議を尽くしてまいりましたので、労使双方におかれましても、第 4 回専門部会にて全会一致の結審をお願いいたします。
そのためにも、次回までに労使による個別の折衝を行っていただきますよう、よろしくをお願いいたします。公益委員としても引き続き努力してまいりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。
最後に、本日の議事(2)「その他」です。
何かございますか。

各 委 員 (な し)

部 会 長 事務局から何かありますか。

室長補佐 (次回の開催日等、連絡事項を説明)

部 会 長 それでは、これを持ちまして第 3 回の専門部会を閉会といたします。
お疲れさまでした。

